

7 沿道修景美化推進に対する取組について

(1) 現 状

沿道修景の美化推進に当たっては、沿道修景植栽地区等に指定された沿道はもとより、地区指定がなされていない沿道についても、条件が許せば積極的に花木の植栽を行ってきっており、良好な沿道修景を保つために常に適切かつ効率的な維持管理を心がけています。

特に指定区間の国道となる国道 10 号及び 220 号については、昭和 46 年 4 月 1 日に道路管理者である旧建設省宮崎河川国道事務所宮崎工事事務所長と沿道修景用植物の所有者である宮崎県知事が管理協定を取り交わし、連携を図りながら維持管理に努めているところです。

さらに、最近では地域住民との協働による道路環境保全活動の推進と道路愛護運動の普及啓発が進められており、平成 22 年からは清掃、花木の植栽等の道路美化活動及び道路の草刈り活動を支援するクリーンロードみやざき推進事業、平成 30 年からは地域の企業や団体が道路植栽帯等を自らデザインし、植栽及び維持管理を行うアダプト制度を導入したアダプトロード普及啓発事業の実施により沿道修景に対する地域住民の関わりが深まっています。

なお、植栽木等の選定に当たっては、主に次の点に配慮しています。

- ・ 沿道の耕地に日陰を作らない花木であること
- ・ 海岸道路においては、耐潮性の樹種であること
- ・ 大気汚染の激しい地域においては、公害に耐える植樹であること
- ・ 道路の法面に余裕のない場合は、大木とならない花木であること
- ・ 道路交差点付近は、交通安全上できるだけ植栽を避けること
- ・ 開花時間に十分配慮し、四季を通じて沿道に花がみられるような植樹の組み合わせであること
- ・ 道路の内カーブについては、できるだけ植栽を避け、やむを得ない場合は低かん木とすること

(2) 課 題

沿道修景の維持管理には、病虫害駆除、せん定、施肥、灌水、防寒保護、草刈、補植清掃などがありますが、予算が限られているため、将来あるべき樹木等の配置やより効率的な管理手法を検討していく必要があります。

また、平成 16 年に景観法が制定、平成 29 年に美しい宮崎づくり推進条例が制定される等、これまで以上に地域や県民、事業者等と行政とが一丸となって景観づくりが重要となっているため、平成 29 年に策定した沿道修景美化基本計画の下でメリハリのある沿道修景美化の実現とおもてなしの道路環境づくりを推進していく必要があります。

(3) 具体的な取組

◆沿道修景美化対策事業

条例制定後に沿道修景植栽事業が実施されてきましたが、現在は、主に沿道修景美化推進対策事業が以下の内容で実施されています。

7 沿道修景美化推進に対する取り組みについて

- 実施年度 平成元年～
- 目的
主要な国県道の沿道において、樹木その他の植栽を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことにより郷土の美化を推進し、宮崎らしい「うるおい」と「やすらぎ」のある道路環境の保全に努めること。
また、県木であるフェニックスについては、害虫による被害が生じていることから、その対策を講じる。
- 事業内容
 - 通常の維持管理（草刈り、草抜き、樹木の剪定、管理）
 - 花植栽
 - 県木フェニックスの害虫対策（薬剤散布）



作業状況 : 花木まわりの草刈り



作業状況 : ソテツの剪定



作業状況 : 地元生徒との協働による花植え



作業状況 : フェニックスへの薬剤注入